

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： TDK 事件の隠れた論点 配当免税 vs. 移転価格課税

平成 21 年に創設された外国子会社受取配当益金不算入制度は、日本企業が海外市場で獲得する利益の国内還流を促進するために設けられました。本制度により国際的二重課税は排除されますので、間接外国税額控除制度は廃止されました。一方、実務界では、配当が免税になる代わりに移転価格課税が強化されるのではないかと懸念も囁かれています。

### 平成 21 年改正前の移転価格課税

我が国で移転価格課税のターゲットとされるのは、外国子会社に移転した所得です。ところが外国子会社に移転した所得は、その海外企業の決算で利益計上されているので、親会社への配当原資となります。その配当原資が、配当の形で日本に還元されているのであれば、その部分は、最終的には日本の親会社の所得として課税されます。したがって、海外への移転所得が配当として親会社に還流した後に、親会社に対して移転価格課税が行われることには、疑問を持つ向きもありました。

### 平成 21 年改正後の移転価格課税（免税配当受領後の移転価格課税）

外国子会社からの配当が免税とされた後に、その外国子会社との過去の国外関連取引につき移転価格課税が行われたとしても、受取配当と移転価格課税との国内的二重課税は生じません。したがって、配当免税後の移転価格課税は、国内的二重課税の問題を生じさせることなく、海外への所得移転を防止する役割を果たしています。

### TDK 事件裁決で示された判断

2010 年 1 月 27 日に国税不服審判所が下した裁決では、TDK に対する原処分の一部が取り消されました。取り消された部分は、独立企業間価格の算定における残余利益分割法の適用でした。

しかし、国外関連者である外国子会社が、親会社の TDK に配当を行ったにもかかわらず移転価格課税が行われたことが許されるかどうかも争点の一つでした（平成 21 年配当益金不算入制度創設前）。TDK は、配当受領により、移転価格税制の目的である日本の課税権が確保されているにもかかわらず、重ねて移転価格課税を行うことは、移転価格税制の立法趣旨に反すると主張しました。しかし審判所は、「日本の移転価格税制は、独立企業間価格と異なる価格で法人と国外関連者との間の取引が行われることによって、所得が国外移転して日本の課税権が失われる場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとみなしてその法人の課税所得を計算することとしているものである。よって、国外関連者からの配当があった場合には移転価格税制に係る規定を適用しないとする法令の規定は存在しないので、納税者の主張には理由がない」とし、移転価格税制の立法趣旨には判断を加えることなく、原処分の正当性を支持しました。

### お見逃しなく！

・ 審判所は、移転価格課税の根拠法令である租税特別措置法 66 の 4 が、文言通り適用されるべきであるとの判断を下しているものとみられます。つまり、外国子会社配当免税制度と移転価格税制は別の制度であるとの切り切った判断を行っています。配当が免税となった後に、移転価格課税が強化されるのではないかと懸念も、配当免税後には、課税庁側が問われる受取配当と移転価格課税の国内的二重課税という立法制度上の抑圧が取り除かれたことが、影響しているものと考えられます。

・ 移転価格課税につき相互協議で国家間の課税権の調整ができない場合には、配当免税制度の有無にかかわらず、国際的二重課税が生じます。

移転価格サービスについてはこちらをご覧ください <http://www.gtjapan.jp/service/international/tp.html>